

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成24年12月28日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第54号

新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新潟県病院及び診療所の人員及び施設等に関する基準を定める条例（平成24年新潟県条例第59号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(病院の従業者に関する基準)

第3条 病院に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を150をもって除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を70をもって除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を75をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）
- (2) 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数とを加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適當数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適當数を歯科衛生士とすることができる。
- (3) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (4) 栄養士 病床数100以上の病院にあっては、1
- (5) 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実状に応じた適當数
- (6) 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあっては、病院の実状に応じた適當数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規開設又は再開の場合は、推定数による。

(病院の施設に関する基準)

第4条 条例第7条第1項各号の施設の構造設備は、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める基準を満たすものとする。

- (1) 消毒施設及び洗濯施設 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものであること（消毒施設を有する病院に限る。）。
- (2) 談話室 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有するものであること。
- (3) 食堂 内法による測定で、療養病床の入院患者1人につき1平方メートル以上の広さを有するものであること。
- (4) 浴室 身体の不自由な者が入浴するのに適したものであること。

(療養病床を有する診療所の従業者に関する基準)

第5条 療養病床を有する診療所に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1
- (2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が4又はその端数を増すごとに1

(3) 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実状に応じた適当数

2 第3条第2項の規定は、前項第1号及び第2号に掲げる事項について準用する。

(療養病床を有する診療所の施設に関する基準)

第6条 第4条第2号から第4号までの規定は、条例第9条第1項各号の施設の構造設備について準用する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 精神病床を有する病院（医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成13年厚生労働省令第8号）による改正後の省令第43条の2に規定するものを除く。）については、当分の間、第3条第1項第2号ただし書中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を5をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは1として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

3 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号。以下「省令」という。）附則第52条第1項に規定する病院に置くべき看護師及び准看護師の員数は、当該病院の精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成10年政令第412号）第4条第2項に規定する病床に係るものに限る。以下この項及び次項において同じ。）又は療養病床の転換（当該精神病床又は療養病床の病床数を減少させるとともに、当該病院の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。）その他の要介護者、要支援者その他の者を入所又は入居させるための施設の用に供することをいう。以下同じ。）が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、第3条第1項第2号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる数を合算して得た数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。）に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数とする。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(1) 療養病床（転換病床（省令附則第51条の転換病床をいう。以下この項及び次項において同じ。）を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数

(2) 転換病床に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数

(3) 精神病床（転換病床を除く。）及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数

(4) 感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を3をもって除した数

4 前項の病院に置くべき看護補助者の員数は、当該病院の精神病床又は療養病床の転換が完了するまでの間（平成30年3月31日までの間に限る。）は、第3条第1項第3号の規定にかかわらず、療養病床（転換病床を除く。）に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と転換病床（療養病床に係るものに限る。）に係る病室の入院患者の数を9をもって除した数に2を乗じて得た数を加えた数（その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1とする。）とする。

5 療養病床を有する病院であって、平成24年4月1日前から健康保険法等の一部を改正する法律第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第48条第1項第3号の指定を受けている同法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設（附則第3項に規定する病院であるものを除く。以下この項、附則第7項及び第8項において「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以

下「看護師等の員数」という。)が第3条第1項第2号及び第3号に掲げる数に満たない病院(以下この項において「特定病院」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出た場合には、当該病院に置くべき看護師等の員数は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成30年3月31日までの間は、同項第2号及び第3号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を6をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を4をもって除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者(入院している新生児を含む。)の数を3をもって除した数とを加えた数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数が生じたときは、その端数は1として計算する。)に、外来患者の数が30又はその端数を増すごとに1を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科^{くわ}においてはそのうちの適当数を歯科衛生士とすることができる。

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

6 療養病床を有する診療所に置くべき看護師等の員数は、当分の間、第5条第1項第1号及び第2号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が2又はその端数を増すごとに1とする。ただし、そのうちの1については看護師又は准看護師とする。

7 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日前から特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第5条第1項第1号及び第2号に掲げる数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事(その開設地が保健所を設置する市の区域にある場合においては、当該保健所を設置する市の市長とする。次項において同じ。)に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項第1号及び第2号の規定にかかわらず、次のとおりとする。

(1) 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

(2) 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が6又はその端数を増すごとに1

8 療養病床を有する診療所であって、平成24年4月1日前から特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第6項に定める数に満たない診療所(以下この項において「特定診療所」という。)であるものの開設者が、同年6月30日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出た場合には、当該診療所に置くべき看護師等の員数は、施行日から平成30年3月31日までの間は、同項の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が3又はその端数を増すごとに1(そのうちの1については、看護師又は准看護師)とする。